

平成 23 年度食品安全モニターの依頼について

1 募集結果

平成 23 年度食品安全モニターについては、平成 23 年 1 月 7 日から 2 月 4 日までの間、募集を行ったところ、779 名から応募があった（定員 235 名に対し 3.31 倍）。

2 選定結果

応募者の中から、食品安全モニターを依頼する方 235 名の選定を行った。
その内訳は、次のとおりである。

・男女比率	○ 男 性	96	名（40.9%）
	○ 女 性	139	名（59.1%）
・年代比率	○ 20代	14	名（6.0%）
	○ 30代	62	名（26.4%）
	○ 40代	69	名（29.4%）
	○ 50代	36	名（15.3%）
	○ 60代	49	名（20.9%）
	○ 70代以上	5	名（2.1%）

モニターの選定に当たっての基本的な手順は以下のとおり。

- ① 選定に当たっては、応募理由（目標や活動実績を含む。）等から、特に
 - ・モニターへの意欲が強く感じられ、積極的な活動が期待される者
 - ・知識や経験に基づき有益な情報や意見の提供が期待される者を評価・抽出し、都道府県別の定数を考慮した上で選定した。
- ② 上記の選定によっても必要人数である 235 名に満たない場合は、残りの応募者の中から、応募理由等の評価に加え、都道府県別の定数、性別や年齢別、経験者のバランスを考慮して選定した。

なお、これまでにモニターを経験したことがある方は、50 名である。

3 依頼

平成 23 年 4 月 1 日付けで依頼する。

平成23年度食品安全モニターの募集について

1 趣旨

食品安全モニター（以下「モニター」という。）は、広く国民から、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行った食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果に基づき講じられる施策の実施状況について情報を提供していただくとともに、食品安全に関する意見、要望等を聴取し、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るため、委員会が依頼するものです。

2 食品安全モニターの対象者

モニターを依頼する者については、日本国内に居住している満20歳（平成23年4月1日時点）以上で、食品の安全について関心を持ち、食品安全モニター会議に出席可能な者のうち、以下のいずれかの条件を満たしているもの対象とする。ただし、議員及び常勤公務員は対象外とする。

- ① 大学等で食品に関係の深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学、食品に関する社会科学（流通・経営等）等）を修了していること
- ② 食品に関係の深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を持っていること
- ③ 食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあること

※ モニターの定数は470名とし、任期を2年として1年ごとに半数を改選する。

※ 平成23年度の募集人員は235名とする。なお、過去にモニターを経験している者の再選については、原則的に平成22年度の募集人員の半数を上限とする。

※ モニターは、委員会事務局長が依頼し、その依頼期間は、依頼を承諾した日から平成25年3月31日までとする。

3 食品安全モニターの役割

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

- ① 食品の安全に係る調査についての報告
- ② 食品安全行政などに関する意見の随時報告
- ③ 食品の安全に関する危害情報を入手した場合の情報提供
- ④ 食品安全モニター会議への出席
- ⑤ 委員会が行う食品の安全に関する情報提供への協力

4 報告等の活用

モニターからの報告については、委員会が食品の安全性の確保に向けた役割を的確に果たしていくための参考とする。

また、随時提出された報告については、整理して、関係行政機関にも送付し、当該関係機関における行政への反映を図るとともに、報告の概要をホームページ等に掲載することにより、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供する。

5 今後のスケジュール

- ① 募 集 開 始：平成23年1月7日（金）〔食品安全委員会ホームページへの掲載等〕
- ② 募 集 締 切：平成23年2月4日（金）（郵送にあつては当日消印有効）
- ③ 選考結果通知：平成23年3月下旬
- ④ 依頼状発送：平成23年4月上旬

（モニター募集に関する問い合わせ先）

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当 Tel.03-6234・1144・1151・1154